

**マンション居住者の損害保険加入が有利になります！**  
**業界初！ 4月からマンション管理組合が集団扱制度の対象に！！**

平成14年4月2日

あいおい損害保険株式会社(社長 瀬下 明)は、業界で初めてマンション管理組合を「集団扱の対象とする」認可を1月28日付で取得しましたのでお知らせします。

集団扱制度は一般の契約に比べ以下のようなメリットがあります。

月払の場合は割増保険料は不要です。

年払の場合は一般契約より5%の割引となります。

契約時に現金は不要です。(キャッシュレス契約)

当社ではこのように契約者メリットの大きい集団扱制度につきまして、対象の範囲がマンション管理組合にも広がったことから、4月1日以降、集団扱制度を導入したマンション居住者の自動車保険・火災保険などへ順次適用してまいります。

## 制度の概要

集団扱は、法律上の組合の構成員等について、企業等の団体扱と同様のメリットを提供する制度であり、マンション居住者の皆様より、マンション管理組合を集団扱の対象としてもらいたいとのご要望を多数いただいております。

平成13年8月に「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」(マンション適正化法)が施行され、これまで法律上の位置付けがなかった「マンション管理組合」がマンション適正化法では法律上に明示されたことを契機に、当社ではマンション居住者のご要望に基づき、マンション居住者の権利を保護し、そのための義務等を定めたマンション適正化法に則ったマンション管理組合につきまして、集団扱の対象とする認可を取得したものです。具体的には、マンションの管理の適正化に関する指針にある「中高層共同住宅標準管理規約」に準拠した管理規約を持つマンション管理組合であることとしました。

なお、今後新たに誕生するマンション管理組合においては、マンション適正化法によりこの管理規約がはじめから採用されていますので、弊社といたしましては新築マンション管理組合から順次ご案内してまいります。

平成10年に始まった集団扱制度におきましては、順調に契約件数を伸ばしておりますが、マンション管理組合にこの制度を導入することをはじめ、集団扱制度の普及に引き続き邁進して参りたいと存じます。

以上